

#### ケ その他

伐木補償、土地の復旧など必要な費用とする。

#### ③ 業務管理費

業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。なお、業務管理費は、経費について、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。

ただし、業務管理費は、諸経费率算定の対象額としない。

#### (2) 一般管理費等

当該調査を実施する企業の経費で、一般管理費及び付加利益である。

##### ① 一般管理費

一般管理費は、当該調査を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雜費等を含む。

##### ② 付加利益

不可利益は、当該調査を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。

#### 2 解析等的調査業務費

解析等調査業務費は、一般調査業務による調査資料等に基づき、解析、判定、工法選定等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。

なお、業務内容は、II 地質調査第2章に定めるとおりとする。

#### 3 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税等相当分とする。

### 1-3 適用に当たっての留意事項

- 1 この歩掛は、標準的な歩掛を示したものであって、目的とする調査内容がこの歩掛にそぐわないもの、又はこの歩掛に計上されていないものについては、他の類似の歩掛、市場価格等を勘案し、適正な歩掛を用いて積算することができる。
- 2 外業にかかる調査について、自動車下車地点から調査現場までの徒歩区間が30分を超えて1時間未満の場合は、外業にかかる歩掛を10%（更に30分増すごとに10%）増すことができるものとする。

### 1-4 地質調査業務費の積算

地質調査業務費は、次の積算方式によって積算する。

$$\text{地質調査業務費} = (\text{一般調査業務費} + \text{解析等調査業務費}) + \text{消費税等相当額}$$

なお、一般調査業務費及び解析等調査業務費の積算は、次によるものとする。

#### 1 一般調査業務費

一般調査業務費=直接調査費+間接調査費+諸経費

- (1) 直接調査費は、この歩掛に示したもののほか、II 地質調査第1章の第2から第6の各業務について、原則として、一般的に用いられる建設資材に関する物価資料（以下「物価資料」という。）に掲載されている市場単価（実勢価格）を用いて積算するものとする。

なお、これにより難い場合には、見積りによることができる。

- (2) 間接調査費は、1-2-2の1 (1) ②のアからケに掲げるものを積上げ積算するものとし、II 地質調査第2章の第7の業務に該当するものについては、市場単価により積算するものとする。

また、施工管理費については、次の計算式により積算するものとする。

$$\text{施工管理費} = \text{直接調査費} \times 0.007$$

- (3) 諸経費は、表1-1により対象額（直接調査費+間接調査費）に応じて設定されている諸経费率を、当該対象額に乗じて得た額とする。

表1－1 諸経費率標準値

対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下	3000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(注) 1. の算定式により求められた率とする。ただし、変数值は下記による	下記の率とする
		A b	
率又は変数值	82.5%	290.2 -0.091	60.6%

(注) 1. 算定式

$$Z = A \times Y^b$$

ただし、 Z : 諸経費率 (単位 : %)

Y : 対象額 (単位 : 円) (直接調査費 + 間接調査費)

A, b : 変数值

2. 諸経費率の値は、小数点以下2位を四捨五入して、小数点以下1位止めとする。

## 2 解析等調査業務費

解析等調査業務費は、II 地質調査第2章解析等調査業務に定めた内容に留意し、次式により算定する。

解析等調査業務費 = 直接人件費 + 直接経費 + その他原価 + 一般管理費等

### (1) 直接人件費の算出

ア 直接人件費は、この歩掛に示したもののはか、「II 地質調査業務第2章解析等調査業務」により積上げ積算するものとする。

### (2) 直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費とし、次に示すものとする。

直接経費は、次の各項目について、積上げ積算するものとし、旅費交通費については、第6部「旅費交通費」により積算するものとする。

なお、電子成果品作成費については、第2章第9により積算するものとする。

- ① 旅費交通費
- ② 電子成果品作成費
- ③ 電子計算機使用料及び機械器具損料
- ④ その他

### (3) その他原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費及び各項目以外の必要経費とし、次式により算定した額の範囲内とする。

その他原価 = (直接人件費 × α) / (1 - α)

ただし、α は解析等調査原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

### (4) 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

一般管理費等 = (解析等調査原価 × β) / (1 - β)

ただし、β は解析等調査業務費に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。